

## 前ページより続き

対する職員課の答弁は、ひたすら条例通り規定通りなので問題ないというものでした。これについては今後も引き続き質疑を重ねていくつもりで質疑を終えましたが、場内からは「甘い！」とヤジが・・・

条例通り、規定通りなら問題ないのが世間の常識です。他の市と横並びに、というのも常識かもしません。でも今は、条例や規定がそもそも間違つてないか、市独自の考え方もあるのではないかと、常識を問い合わせる時期だと思います。今後もガンバリマス。

## 職員厚遇問題について



大阪市の厚遇問題について、枚方市の現状はどうなのか、比較を表にして出してもらいました。組合との癒着の結果、



組合の植民地と化しているような大阪市と比べれば問題は比較にならないほど少ないのですが、私が過去質問をしてきた事でもある互助会や健康保険組合などは、今後も引き続き指摘を続けていきます。



## 職員の勤務時間（7時間45分）について

8時間勤務というのが私の主張するところなのですが、それにはまだ15分足りない

という実態です。私が問題にするのは



役所の勤務時間の長短そのものではなく、「同じ給与でより短い勤務時間」ということ

## 役所内二ートつ。

## 職員厚遇問題について

とが、「賃金が時間という形で供与」されているということではないか、即ちどこかでお手盛りと同義になつてゐるのではないかということです。お手盛りということは、与える側と与えられる側があるということ

です。そして肝心のサービスを受ける側の枚方市ではどうなのかを質問しました。



市民は、そこから排除されています。

15分といえば僅かな時間ではあります

が、現在の給与から割出した時間給で換算する

と、計算上は年間で約6億円になります。

これは時間をお金に換算した結果なので、現実には15分の長短はあっても給与額が変わることはありません。それならば、なぜ

ルール通りの8時間勤務で通せないのか、少しでも長くサービスを提供することを、何故すぐ実行できないのか。素直に考えて疑問です。